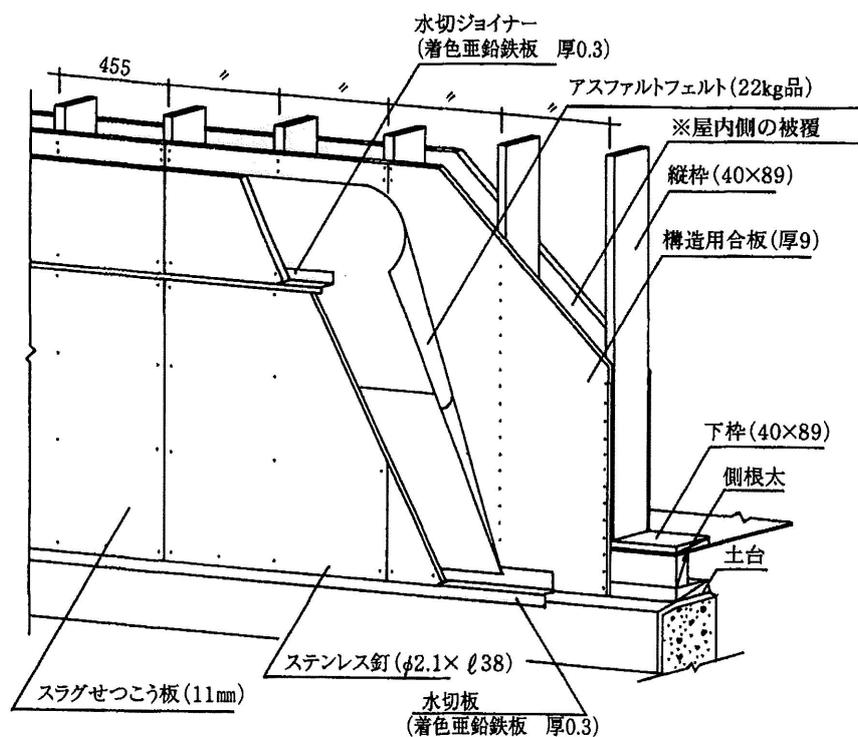


QF045BE - 9017

・認定した構造内容又は建築材料の内容(寸法単位: mm)

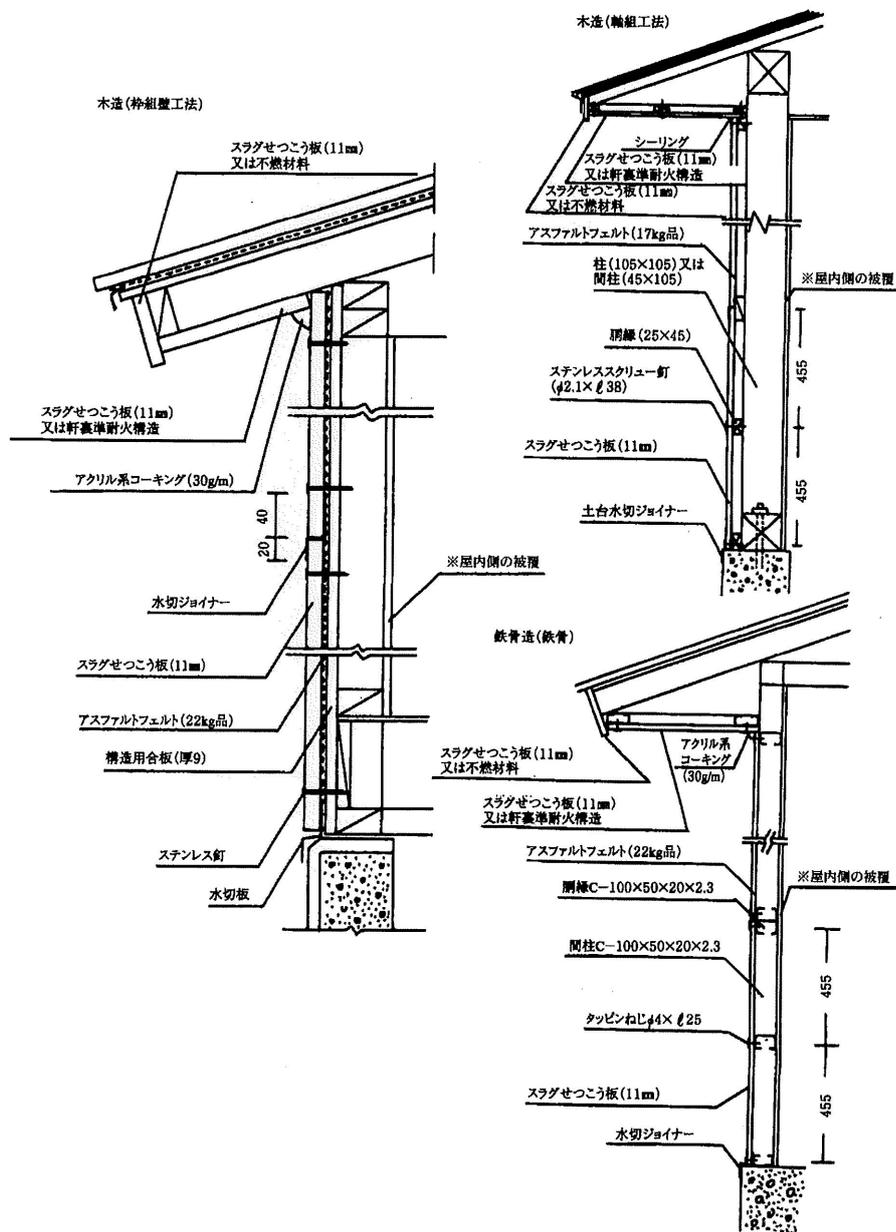
1. 部分、耐火性能の区分 外壁(耐力) 45分準耐火
2. 試験機関名 (財)建材試験センター中国試験所 依試第3172号 第3173号 中央試験所 依試第40983号
3. 構造説明図(単位 mm)

透視図



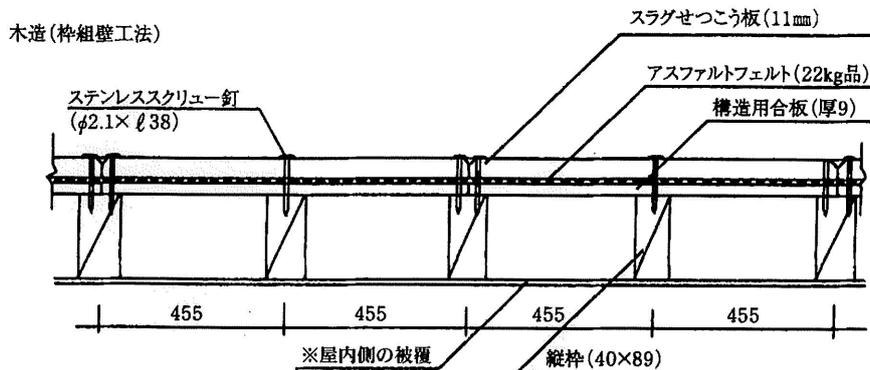
※屋内側の被覆は別紙のとおりとする

垂直断面図

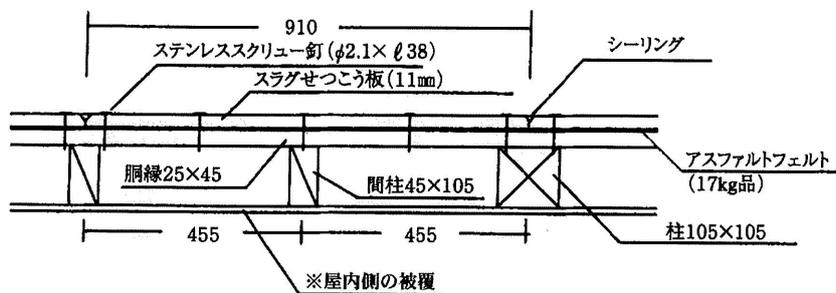


※屋内側の被覆は別紙のとおりとする

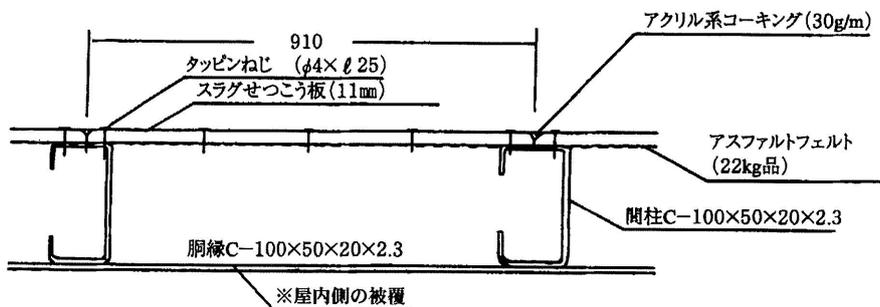
水平断面図



木造(軸組工法)



鉄骨造(鉄骨)



※屋内側の被覆は別紙のとおりとする

4. 材料等説明

(1) 主構成材料

a 外装材

① スラグせっこう板(不燃第1030号 2種)

イ 形状、寸法

厚 さ	11±0.5mm	
	12±0.5mm	
大 き さ	標準寸法	910×1820mm
	最大寸法	1210×2730mm

± 1 mm

ロ 組 成(wt%)

石 膏	41%
ス ラ グ	41%
耐アルカリガラス繊維	5%
パーライト	5%(JIS A 5007 S種 0.15~1.2)
パ ル プ	5%(故紙)
石 灰	3%(JIS R 9001 消石灰特号)

ハ 性 能

かさ比重(絶乾)	1.0±0.1
曲げ強度	100kg/cm ² 以上(JIS A 1408 4号試験体)
含 水 率	12%以下(出荷時)
重 量	11.0kg/m ² (11mm)
	12.0kg/m ² (12mm)

② 構造用合板(JAS特類又は1類の9mm又は12mm)

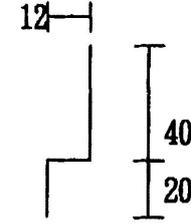
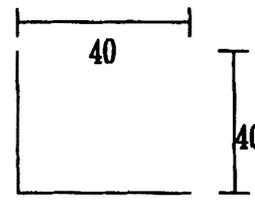
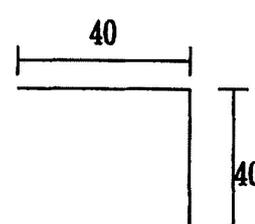
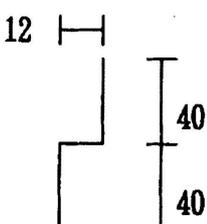
③ 防水紙 アスファルトフェルト 22kg品以上 (但し、木造軸組工法については17kg品以上)

b 屋内側の被覆

① 屋内側の被覆は別紙のとおりとする

(2) 副構成材料

- a 釘 ステンレスクリュー釘 φ2.1×ℓ38mm(JIS A 5554)
- b タッピンねじ φ4×ℓ25mm(JIS B 1122)
- c コーキング アクリル系シーリング(JIS A 5758) 塗布量 30g/m
- d ステープル 幅 12mm
高さ 10mm
- e ジョイナー 材質：亜鉛めつき鋼板 厚さ 0.3mm以上(JIS G 3302)

名 称	断 面 形 状	寸 法 mm
水切ジョイナー		厚 長 0.3×1820
出隅ジョイナー		0.3×1820
入隅ジョイナー		0.3×1820
土台水切ジョイナー		0.3×1820

(3) 構造の適用範囲

- a 木造 (軸組工法)
- b 木造 (枠組壁工法)
- c 鉄骨造(鉄骨)

(4) 防火被覆材料の張り方の種類

縦張り

5. 標準仕様(施工仕様)

(1) 下地

・ 枠組壁工法……………昭和57年建設省告示第56号による。

(イ)下地は、寸法 40×89mm以上の縦枠を使用し、455mm以下の間隔に配置する。

(ロ)構造用合板は、JAS特類又はI類の9又は12mmを使用し、縦枠に直接取り付け。

(ハ)釘打ちは、ステンレススクリュー釘(φ2.1×ℓ38mm)を外周部 100mm間隔以下、中間部200mm間隔以下に打付ける。

(ニ)アスファルトフェルト(22kg品以上)は、下地全面にガンカッター等を用いて張付ける。

横張りとし、縦横とも150mm以上重ね合わせとする。(ピッチ 455mm)

・ 木造軸組工法

(イ)下地は、柱 105×105mm、間柱 45×105mmを455mmの間隔に配置する。

(ロ)胴縁 25×45mmは455mmの間隔に配置し、柱、間柱に直接取り付け。

(ニ)アスファルトフェルト(22kg品以上)は、下地全面にガンカッター等を用いて張付ける。

横張りとし、縦横とも150mm以上重ね合わせとする。(ピッチ 455mm)

・ 鉄骨造

(イ)柱・間柱を910mmの間隔に配置する。

(ロ)胴縁は455mmの間隔に配置し、柱・間柱に直接取り付け。

(ニ)アスファルトフェルト(22kg品以上)は、下地全面に張付ける。

(2) スラグせっこう板の取付け

(イ)ステンレス釘(2.1×38mm)を使用し、製品の端部より20mm以上離れた位置に止め付ける。

但し、不燃下地の場合はタッピンねじ(4×25mm)を使用する。

(ロ)止め付けのピッチは、縦方向に455mm以下ごととし、幅方向に150mm以下で止める。

(3) 目地処理

(イ)横目地部には、アクリル系のシーリング(30g/m)を塗布し、ジョイナーを用い納める。

(ロ)ジョイナーは、横目地部に水切ジョイナー、出隅部に出隅ジョイナー、入隅部に入隅ジョイナーにて、それぞれ納める。

(ハ)縦目地部 標準品を45°の角度で深さ5mm程度の面取りを行ないその部分にアクリル系シーリングを塗布(30g/m)して仕上げる。

(4) 表面仕上げ

防火上支障のない材料にて表面仕上げを行なう。

その他、施工については「準耐火建築物の防火設計」に準ずること。

6. 留意事項

(1) 保管に関する事項

保管の際は、水、湿気を避け平らな所に積み重ねる。

(2) 運搬に関する事項

持ち運ぶ際は、面を垂直に持ち特に角部に衝撃を与えたり、面に傷をつけないよう注意する。

7. 付帯条件 な し

8. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。

別紙

屋内側の被覆は次の一から六までの仕様のいずれかとする。

一. 耐火構造

二. 間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合、(1)から(5)までのいずれかに該当するもの

(1)厚さが12mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの

(2)厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの

(3)厚さが16mm以上の強化せっこうボード

(4)厚さが12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの

(5)厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上の強化せっこうボードを張ったもの

三. 以下の認定のいずれかとする。

準耐火(通)W2001、準耐火(通)W2002、準耐火(通)W2006～準耐火(通)W2009

準耐火W2008～準耐火W2011

四. 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1)間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合

(i)厚さが15mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)

(ii)厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃材料を張ったもの

(iii)厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの

(iv)厚さが7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上せっこうプラスターを塗ったもの

(2)間柱及び下地を不燃材料で造った場合

(i)鉄網モルタル塗で塗厚が15mm以上のもの

(ii)木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ10mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(iii)木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(3)間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造った場合

(i)鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗で塗厚さが20mm以上のもの

(ii)木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(iii)モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの

(iv)セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの

(v)土蔵造

(vi)土塗真壁造で裏返塗りをしたもの

(vii)厚さが12mm以上のせっこうボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(viii)厚さが25mm以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(ix)厚さが25mm以上の木毛セメント板張の上に厚さが6mm以上の石綿スレートを張ったもの

(x)石綿スレート又は石綿パーライト板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が15mm以上のもの

五. 以下の認定のいずれかとする。

準耐火(通)W1001～準耐火(通)W1005、準耐火(通)W1009～準耐火(通)W1014

準耐火W1001～準耐火W1003

六. 本認定の屋外側被覆